

病児保育室受け入れ症状

【利用できる場合】

1. 医師による集団保育が可能と診断され、その旨の記載を受けた所定の『医師連絡票』を託児時に提出する場合
2. 38.4℃以下の発熱性疾患
3. 軽微な鼻水・咳などの急性上気道症状
4. 軽微な嘔吐・下痢などの急性胃腸炎症状

次ページの各疾患に対する基準もご確認ください。

【利用できない場合】

1. 医師による集団保育が不可能と診断された場合
2. 医師による診断を受けていない場合
3. 所定の『医師連絡票』を託児前に提出できない場合
4. 38.5℃以上の発熱が続いている場合
5. 咳・喘鳴（ゼーゼー）がひどく呼吸困難である場合（喘鳴発作を含む）
6. ほとんど飲んだり食べたりできない場合
7. 点滴などの医療行為を行っている場合
8. 重篤な疾患で入院時の措置が必要と考えられる場合
9. 難治性の疾患で治療が継続している場合
10. てんかん発作が頻回に起こっている場合
11. 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い（血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などや、免疫抑制剤を使用している場合など）
12. 嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候（皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がない、など）がある。
13. その他、医師により受け入れが不可能と判断された場合

・この場合の発熱とは、原則として（解熱剤の使用なく）体温が 38.4℃以下の状態を指します。

・隔離室対応の際は、その日の利用状況によって保育をお受けできない場合があります。

湯沢市病児保育室受け入れ基準

	疾患名	病児保育受け入れ基準
第二種	インフルエンザ 空気感染 飛沫感染	<ul style="list-style-type: none"> ・発病後 3 日目から。 ・38.4 度以下の発熱 ・ 食事、水分の摂取が可能
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ・ムンプス) 飛沫感染	<ul style="list-style-type: none"> ・発病後 4 日目から ・症状の回復傾向が見られたら。
	風疹 飛沫感染	発疹が消失後は利用可能。
	水痘 (水ぼうそう) 空気感染 飛沫感染 接触感染	<p>全ての発疹が痂皮化してから利用可能。</p> <p>(麻疹と並んで感染力が極めて強く、水痘に対する免疫がなければ感染後 2 週間程度の潜伏期間を経て発疹が出現。)</p>
	咽頭結膜炎 (プール熱) 飛沫感染 接触感染	症状が安定していれば隔離で可能 (利用人数を制限し個室対応)
第三種 (その他)	溶連菌感染症 飛沫感染 接触感染	抗菌薬を飲み始めていれば利用可能。
	りんご病 (伝染性紅斑)	希望があれば利用可能。
	ヘルパンギーナ 手足口病 飛沫感染 糞口感染	<ul style="list-style-type: none"> ・発病後 1 日目から ・症状が安定していれば利用可能
	感染性胃腸炎 ロタ・ノロ・アデノウイルス 細菌性胃腸炎 糞口感染 接触感染	<ul style="list-style-type: none"> ・38.4 度以下の発熱 ・ 食事、水分の摂取が可能 ・過去 24 時間以内に、下痢・嘔吐の症状がない。

湯沢市病児保育室受け入れ基準

第三種 (その他)	RS ウイルス ヒトメタニューモウイルス 飛沫感染	・ 38.4 度以下の発熱 ・ 食事、水分の摂取が可能
	マイコプラズマ感染症 飛沫感染	抗菌薬内服していれば利用可能。
その他	急性上気道炎 飛沫感染	・ 38.4 度以下の発熱 ・ 食事、水分の摂取が可能
	気管支炎・肺炎 飛沫感染 接触感染	・ 38.4 度以下の発熱 ・ 食事、水分の摂取が可能
	喘息・喘息様気管支炎	・ 食事、水分の摂取が可能 ・ 呼吸状態が落ち着いたら
	中耳炎	希望があれば利用可能。
	伝染性膿痂疹 (とびひ) 接触感染	発症時から利用可能。
	突発性発疹	医師による病児保育室の許可があれば利用可能。
	水いぼ (伝染性軟属腫)	発症時から利用可能。